

在留資格取消しの要件と取消し後の処遇

| 設置時期 | 要件 | 条項 | 取消し後の手続き |
|--|---|--------------------------|---|
| (1) 許可の決定に間違いや不正があり、当初から許可が違法あるいは不当であったとき（狭義の「取消し」）。 | | | |
| 2004 改正 | a. 上陸拒否事由に該当することを隠して上陸許可を得た場合 | 第 22 条の 4 第 1 項 1 | 出国準備期間なし。 (第 22 条の 4 第 7 項) |
| | b. 直近の許可において、虚偽の活動内容を申請して許可を得た場合 | 第 22 条の 4 第 1 項 2 | |
| | c. 直近の許可において、虚偽の内容（活動以外）を申請して許可を得た場合 | 第 22 条の 4 第 1 項 3 | 30 日以内の出国準備期 間あり。 (第 22 条の 4 第 7 項) |
| | d. 直近の許可において、不実記載文書を提出して許可を得た場合 | 第 22 条の 4 第 1 項 4 | |
| 今回 改正 | e. 虚偽など不正手段により在留特別許可あるいは難民認定を得た場合。 | 第 22 条の 4 第 1 項 5 | |
| (2) 許可ののちに事情が変化し、許可を持続することが妥当を欠くとき（「撤回」） | | | |
| 2004 改正 | f. 別表第一の資格について資格に相当する活動を 3 か月以上行っていない場合。 | 第 22 条の 4 第 1 項 6 | 30 日以内の出国準備期 間あり。 |
| 今回 改正 | g. 「日本人・永住者の配偶者」について「配偶者の身分を有する者としての活動」を継続して 6 月以上行わないで在留する場合。 | 第 22 条の 4 第 1 項 7 | 30 日以内の出国準備期 間。および資格変更ま たは永住資格申請をう ながす「配慮」。(第 22 条 の 5) |
| (3) 当該許可とは直接関係のない、制裁的な取消し。 | | | |
| 今回 改正 | h. 中長期在留者について、住居地の新規および変更の届出を 90 日以内に行わないとき、および「虚偽の住居地」を届け出たとき。 | 第 22 条の 4 第 8～10 項 | 30 日以内の出国準備期 間あり。 |

参考：古屋哲「在留資格の取消し」外国人入国法連絡会編『外国人・民族的マイノリティ人権白書 2010』
明石書店，2010 年